



問 認知症の方など共に生きゆく地域共生社会の構築を！

答 支え合う仕組みを構築し、共に生きることができる共生社会を目指す

今年6月に「認知症基本法」が成立。その目的は「認知症の人を含めた国民一人一人が個性や能力を発揮して、互いに尊重し支え合いながら生きていける活力ある社会をつくること」である。

どを含む高齢者が、地域で必要とされる役割を担い、自分らしく活躍していくことが地域共生社会を支える大きな力になると考えるが。

健康福祉課長 社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、本人の個性と能力を十分に発揮し、本人の役

割を見だし、多様な個性を柔軟に支えることができるよう地域で支え合う仕組みの構築が必要です。住み慣れた地域で、認知症の方・家族・住民が共に自分らしく生きることができる共生社会を目指し取組みます。

問 虚弱や軽度認知症の方な

問 ヤングケアラー等への支援を！

答 児童生徒の実態調査を実施し、必要に応じて相談窓口の設置や家事支援を検討していく

問 防災力向上への取り組み強化を！

答 防災士の育成、災害時に機能する体制の整備を検討する

問 「個別避難計画」の策定が市町村の努力義務になっている。本町の推進状況は。

健康福祉課長 避難行動要支援者登録台帳と併せて策定済みです。年度初めに行政区長並びに民生委員と情報の共有を図っています。

問 防災に意識を持った防災士の育成と資格取得に対して助成が必要と考えるが。

生活安全課長 住民を対象に、資格を取得するための助成を含めた防災士の育成を検討していきます。女性防災士も重要と考えています。

等を話し合い、備えることが必要と考えるが。

生活安全課長 住民や自主防災会、町内の防災士などを中心に「共助」が機能する体制の整備について検討していきます。

防災士は、日本防災士機構が認証した人で自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されている。特に女性防災士の育成により、女性の視点を活かした避難所の運営・備蓄品の確保なども有意義と考えるが。

今後の災害で最も心配されるのが巨大地震である。役場職員も被災し、少人数で被災状況等の確認業務に追われる。誰が避難所を開設し運営するのか。

問 町に防災士・消防団・行政区の代表などによる組織をつくり、日頃から災害時における対応、避難所の運営方法



住民の避難誘導を行う防災士(イメージ)

【防災士登録者数/令和5年11月30日現在】
全国:269,511人
茨城県:5,704人 五霞町:11人